

議案第 6 2 号

東京都板橋区立高島平区民館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立高島平区民館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立高島平区民館条例（昭和 5 4 年板橋区条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「1 3, 7 0 0 円」を「1 5, 2 0 0 円」に、「1
8, 2 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に、「2 0, 5 0 0 円」を「2 2,
5 0 0 円」に、「5 0, 3 0 0 円」を「5 5, 4 0 0 円」に改め、同表
集会室の項中「2, 1 0 0 円」を「2, 9 0 0 円」に、「2, 8 0 0 円」
を「3, 9 0 0 円」に、「3, 2 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に、「6,
9 0 0 円」を「9, 6 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下
「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和 7 年 4 月 1
日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料について適用
し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請
に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額を改定する必要がある。